

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 令和4年度第1回美里町情報公開審査会
- 2 開催日時 令和4年6月20日（月） 午後3時から午後3時20分まで
- 3 開催場所 本庁舎3階会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 千葉敬記会長、佐藤賢二委員、鈴木絢子委員
 - （2）事務局 総務課 佐藤課長、高橋主事
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）会長及び職務代理者の選出について 公開
 - （2）情報公開制度の運用状況について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
令和3年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況
- 9 会議の概要
議事の概要
 - （1）会長及び職務代理者の選出について
会長は千葉委員、職務代理者は佐藤委員とする。
 - （2）情報公開制度の運用状況について
資料に基づき事務局が説明を行った。

【発言内容の記録】

(委嘱状の交付)

佐藤課長　それでは、会議に入ります前に任期をまた新しくということをお願いをさせていただくということで、委嘱状の交付をさせていただきたいと思います。

(町長から委員に委嘱状をお一人ずつ交付)

佐藤課長　それでは、ただいまから令和4年度第1回美里町情報公開審査会を開会いたします。開会にあたりまして、町長の相澤から御挨拶を申し上げます。

相澤町長　どうも大変いつもお世話になっております。今日は非常に夏を思わせるような暑い中御出席を賜りまして感謝を申し上げます。また、美里町情報公開審査会委員の皆様には御委嘱をさせていただきました。この期間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。皆様方には常日頃から本当に町の行政運営に御理解と御協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げるところでございます。

この情報公開審査会は、情報公開に係る町民の権利救済を図るという極めて重要な任務を担う機関でございます。また、扱う案件の性質上、委員には高度な学識経験を必要とされるところでもございます。この度、経験豊富な皆様に再任いただきましたことを大変心強く思っているところでございます。

昨年度の町の機関に対する行政文書開示請求は、23件ございました。近隣の類似自治体と比較してもかなり多い件数となっております。それだけ町行政に対する関心が高いと言える一方、情報公開に関するトラブルが発生する可能性もあると言えます。皆様のお手を煩わせるような事態にならないことが何よりではございますが、諮問案件が発生した際には、皆様のお力添えをいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

佐藤課長　これより審査会の議事となりますが、町長につきましてはここで退席をさせていただきます。

相澤町長　どうぞよろしくお願いいたします。

(町長退席)

佐藤課長　議事に入ります前に事務局の総務課の職員を紹介させていただきます。まず、私は総務課長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋主事　総務課主事で文書法令の担当をしております高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤課長　それでは次第の3番目、議事に入ってまいります。

まず最初に会長の選出を行う必要がございますが、選出されるまでの間、私が仮議長ということで務めさせていただきます、会議を進行してまいります。

なお、審査請求に係る審査会の会議については、非公開となりますが、それ以外の案件については、公開することとなっております。本日も公開でございますが、どなたも傍聴の方はいらしてございません。

それでは議事の1番目、会長及び職務代理者の選出でございます。会長の選出につきましては、美里町情報公開条例第27条に規定されておまして、第1項には、互選によって会長を選出するということが規定されてございます。また、会長は、会務を総理し、審査会を代表すること、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理すると規定をしております。お諮りいたします。会長の選出、それから職務代理者の選出につきましては、規定上は互選という形になってございますが、どのような形で選出をいたしたらよろしいでございましょうか。自薦、あるいは他薦、ございましたらお願いいたします。

佐藤委員 引き続き千葉さんに会長さんをお願いしたいと思うんですけれども。推薦という形で。

佐藤課長 会長の選出を今、千葉さんをお願いしたらどうかということでお声がございました。皆様、よろしいでしょうか。

鈴木委員 異議なし。

佐藤課長 千葉さん、よろしいですか。

千葉委員 ばい。皆さんがよろしければ。よろしく申し上げます。

佐藤課長 それでは会長の選出につきましては、千葉委員をお願いするということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に職務代理者の選出ですね。こちらのほうはどうでございましょうか。

千葉会長 それでは、佐藤さんをお願いしたいと思います。

佐藤課長 今、佐藤さんに職務代理をお願いしたいという声がございます。

佐藤委員 よろしいですか。

鈴木委員 はい。

佐藤委員 では、結構です。

佐藤課長 では、佐藤さんにお受けいただくということで、職務代理者につきましては佐藤委員をお願いいたすということで決定いたしました。

それでは、会長が選出されましたので、ここからは議事について会長さんに進めていただくということでお願いをいたします。

千葉会長 改めまして皆さんこんにちは。ただいま会長に御指名いただきました千葉でございます。これまでも会長ということで務めさせていただきましたが、引き続き会長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、佐藤さんには職務代理ということでよろしくお願いいたします。皆様方には忌

憚のない御意見をいただきながら、この情報公開審査会を円滑に進めてまいりたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。ここで会議録署名委員及び会議録書記を選出いたします。会議録署名委員は、佐藤委員と鈴木委員をお願いいたします。会議録書記については、事務局職員ということでよろしくお願い致します。

それでは議事の2番目に入ります。「情報公開制度の運用状況について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高橋主事 はい。それでは、私から説明させていただきます。恐縮ではありますが、着座のまま説明させていただきます。

今日、資料を3種類配付しておりますが、最初に確認させていただきたいと思います。まず1枚目が「令和3年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況」、2枚目がA4で横になっておりますが、「行政文書開示請求・審査請求件数の推移」、3つ目が、これもA4横でホチキス止めしてあります「令和3年度行政文書開示請求処理簿」、以上の3種類、お手元にありますでしょうか。御確認いただきたいと思います。

では、まず最初の令和3年度の情報公開制度及び個人情報保護制度から順に説明させていただきます。こちらは広報みさとの7月号に掲載される記事と同様の内容になっております。また、後日町公式ホームページにも同じ内容で公表したいと考えているものでございます。令和3年度の開示請求の件数は、先ほど町長からもありましたけれども、合計で23件でした。町長に対しては17件、教育委員会に対して6件ということで、合計23件となっております。開示請求に対する決定については、開示決定が計15件、部分開示が2件、非開示が1件、不存在が計7件となっております。決定を合計しますと25件になりますけれども、記載のとおり1件の請求に対して複数の決定をすることがあるので、このような数字になっております。

続いて2枚目の資料を御覧ください。参考までに開示請求と審査請求の件数の推移をまとめております。令和3年度は23件ということでしたが、記載のように、年度によって若干のばらつきがある状況でございます。先ほどの町長のあいさつでもありましたけれども、近傍類似の団体と比較しますと、同じような人口規模の自治体をみますと、多くても10件程度というところがほとんどです。本町はかなり多い方と思われれます。審査請求については、去年はゼロ件でしたけれども、だいたいゼロ件から2件となっているところでございます。

最後に3番目の資料を御覧ください。令和3年度の23件の開示請求の請求内容と処理経過を示した資料でございます。このうち、左から4項目の請求者氏名の欄については、個人情報ですので、抜いた形でお示しをしております。23件のうち、請求者としては11人で行いました。個人、法人含めて11

というところでもございました。ですので、1人で何回か請求をされている方もいらっしゃると思います。1つ傾向として言えることかなと思うのが、近年町民の方以外の方の開示請求が増えてきている状況にあります。例えば処理簿のナンバーで言いますと、まず1番の方、5番、6番の方。次のページの11番の方。さらに3ページ目になりますが、16番、17番、18番、19番、20番、21番、23番と、16から21までと23。今番号を申し上げた方が企業さんからの請求となっております。計11件が企業からの請求ということで、23件の全体の請求のうち、ほぼ半数が企業からの請求となっている状況でございます。ですので、企業さんが必要な情報を開示請求してくるというケースが増えてきているのかなと思います。説明としては簡単ではありますが、以上となります。

千葉会長 ありがとうございました。ただいまの説明に対して、質問等ありましたらお願いいたします。

佐藤委員 町民以外という町外からの請求ということなんですか。

高橋主事 そうですね。個人ではなく法人というところもありますが、結果として町外から請求をいただくケースが増えてきているところです。

佐藤委員 今まではそういうことはあまりなかったのでしょうか。

高橋主事 近年そういうケースが増えてきている傾向にありましたけれども、半数近いというところまでいくと、近年のうち昨年が割合としては突出しているところかなと思っております。

佐藤課長 最近も何かあったよね。

高橋主事 そうですね。4年度に私が今の仕事に異動してきてからも、既に企業からの請求が3件あるところで、やはり個人からよりも企業からの請求が増えてきているということが傾向としてあるのかなというところです。

千葉会長 非開示とか不存在とかあるけれども、審査請求には行っていないのですね。

高橋主事 そうですね。令和3年度においては、審査請求に行った案件はありませんでした。

千葉会長 例えばこの23番の不存在ですか、これは全市町村に情報公開請求しているのでしょうかね。だから、ないってということですか。美里町には該当するものがないということですか。

高橋主事 おっしゃるとおりですね、はっきり確認したわけではないんですが、おそらく多くの市町村にこういった請求をしているのかなと思っております。マーケティングか何かでこういった請求をしているのかなと思いますが、町においては該当がないというところで不存在となっております。

千葉会長 該当がなくても必ず一旦は受けなくてはならないんですか。

高橋主事 そうですね。

千葉会長 入り口でストップというのはできないんですか。

高橋主事 適法な請求がなされた時点で、一旦は受けざるを得ないというところで、そのときの話で取り下げるといふか請求をしないということになるケースもあると思いますが、特にこういったケースですと郵送とか電子申請という形で遠方から請求をいただくことになるので、そのときはまず一旦受付をしてから、文書があるかどうかも含めて決定することになっているのが現状です。

千葉会長 最近新聞を見ていると一斉にマスコミ関係の人たちが調査をしているとか、そういうのをよく見受けられるからね。あってもなくてもね。それが不存在に該当するのかなと。

それから先ほどの開示請求が同規模の市町村に比べると多いという話なんですけれども、審査請求というのはどうなんですか。

高橋主事 確かなところは確認してはいないんですが、類似団体においてはあまり審査請求に行っている件数がないと伺っておりますので、本町が特に多いかどうかまでは今、把握しておりませんが、そういう状況でございます。

千葉会長 鈴木さん、何かありませんか。

鈴木委員 特にはありません。

千葉会長 それでは、特になんかということなので、情報公開制度の運用状況についての審議を終わりたいと思います。

そのほか、何かありますが。

佐藤課長 連絡等お話しすることは特にはないかな。

高橋主事 はい。情報公開審査会においては、基本的に審査請求が上がってきた段階で決定に関する審査をいただく場だと理解しておりますが、本年は、個人情報保護法が改正されたことに伴いまして、令和5年の4月から施行となる部分がありまして、本町においては別の個人情報保護のほうの委員会が少なからず影響を受けるところではあるんですが、ある程度リンクしてくる部分もありますので、それに関しては適宜情報提供をさせていただきたいと思っております。

ですので、審査請求の案件がなくても、場合によってはお集まりいただきまして、協議する場を設けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

千葉会長 そのほか、何かございますか。

佐藤委員 特にはありません。

鈴木委員 はい。

千葉会長 特になければ以上で本日の会議は終了いたします。どうも御苦勞様でございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年 月 日

委員 _____

委員 _____